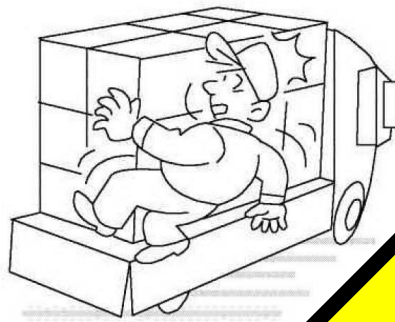


# 安全衛生

## *Data Plus*

令和6年度版



**CAUTION!**

**STOP!労働災害**

**岐阜労働局**

# ～ 目 次 ～

はじめに	…P1
------	-----

## 統 計 関 係

1	岐阜県内における労働災害発生状況	…P2
2	業種別労働災害発生状況	…P3
3	令和5年 事故の型別労働災害発生状況	…P4
4	令和5年 起因物別労働災害発生状況	…P5
5	一般定期健康診断実施結果	…P6
6	一般定期健康診断の実施と事後措置の概要	…P7
7	特殊健康診断実施結果	…P8
8	業務上疾病の発生状況	…P9

## 災 害 発 生 事 例

9	令和5年 死亡災害事例	…P10
---	-------------	------

## 安全衛生管理活動

10	職場の安全衛生管理活動について	…P12
----	-----------------	------

## 安全衛生関係情報

11	墜落災害の防止について	…P14
12	転倒災害の防止について	…P15
13	高年齢労働者の労働災害の防止について	…P16
14	熱中症対策について	…P17
15	交通労働災害の防止について	…P18
16	荷役作業における労働災害の防止について	…P18
17	メンタルヘルス対策について	…P19
18	事業場における治療と仕事の両立支援について	…P19

## 関 係 機 関

19	各種免許・技能講習等実施機関等名簿	…P20
20	作業環境測定実施機関名簿	…P21
21	特定自主検査実施業者について	…P21

## そ の 他

22	安全衛生管理に関する自主点検について	…P22
23	岐阜労働局・各労働基準監督署のご案内	…P22

# はじめに

令和5年における岐阜県内の労働災害の発生状況(新型コロナウイルス感染症によるものは除く。)は、死亡者数が9人と、一昨年に比べて4人減少となり、統計の残る昭和48年以降では初めて10人を下回りました。休業4日以上の死傷災害は2,217人と前年に比べて46人(2.0%)減少となりました。

主な業種別では、製造業が741人(4.8%増)、建設業が223人(11.9%減)、運送業が216人(11.8%減)、林業43人(4.4%減)、商業307人(19.2%減)保健衛生業では240人(14.8%増)などとなっています。

令和5(2023)年度からは第14次労働災害防止推進計画を展開し、以下のアウトプット目標の達成に向けた取り組みを行うことで、

①死亡災害については、令和4(2022)年と比較して、令和9(2027)年までに5%以上減少させる

②死傷災害については、令和3(2021)年までの増加傾向に歯止めをかけ、令和9(2027)年までに減少に転じさせることを目指します。

そのためには、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けて、職場における安全衛生管理体制や、安全衛生教育の在り方等について見直しや充実を図っていくことが重要な課題となっています。

また、労働衛生関係では、岐阜県内の定期健康診断結果における有所見率は引き続き5割を超え増加傾向にあります。さらに、脳・心臓疾患につながる血中脂質・血圧などの検査項目の有所見率が高くなっており、健康診断実施後の事後措置、保健指導の充実が望まれます。

令和6年4月

岐阜労働局

## 第14次労働災害防止推進計画の概要(アウトプット指標)

### 1 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。

### 2 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

### 3 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- ・ 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに70%以上とする。

### 4 業種別の労働災害防止対策の推進

- ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主となる事業場を含む。)の割合を2027年までに45%以上とする。
- ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに95%以上とする。
- ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

### 5 労働者の健康確保対策の推進

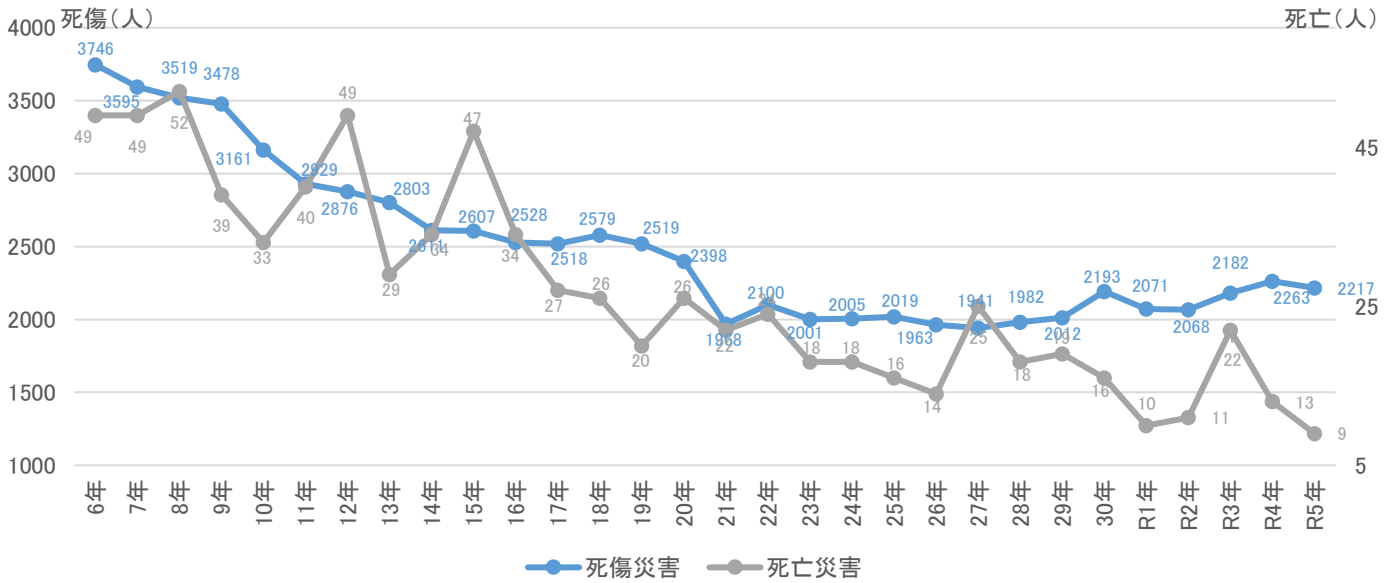
- ・ 事業場における年次有給休暇の取得率を2027年までに70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を導入している事業場の割合を2027年までに15%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- ・ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

### 6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

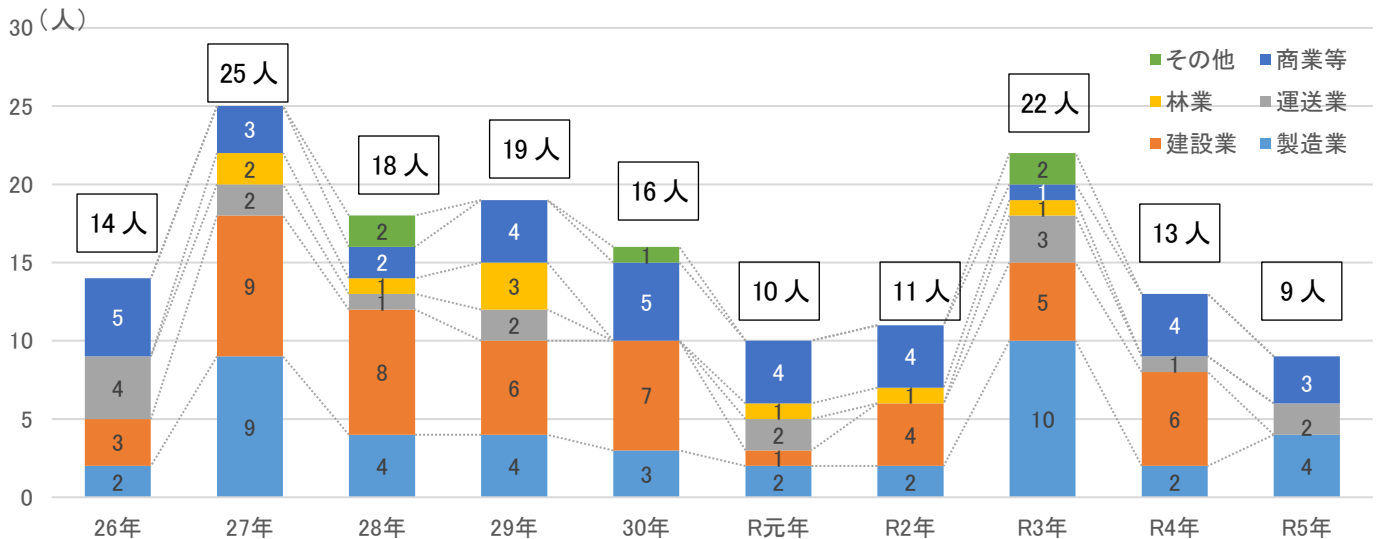
- ・ 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

# 1 岐阜県内における労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)

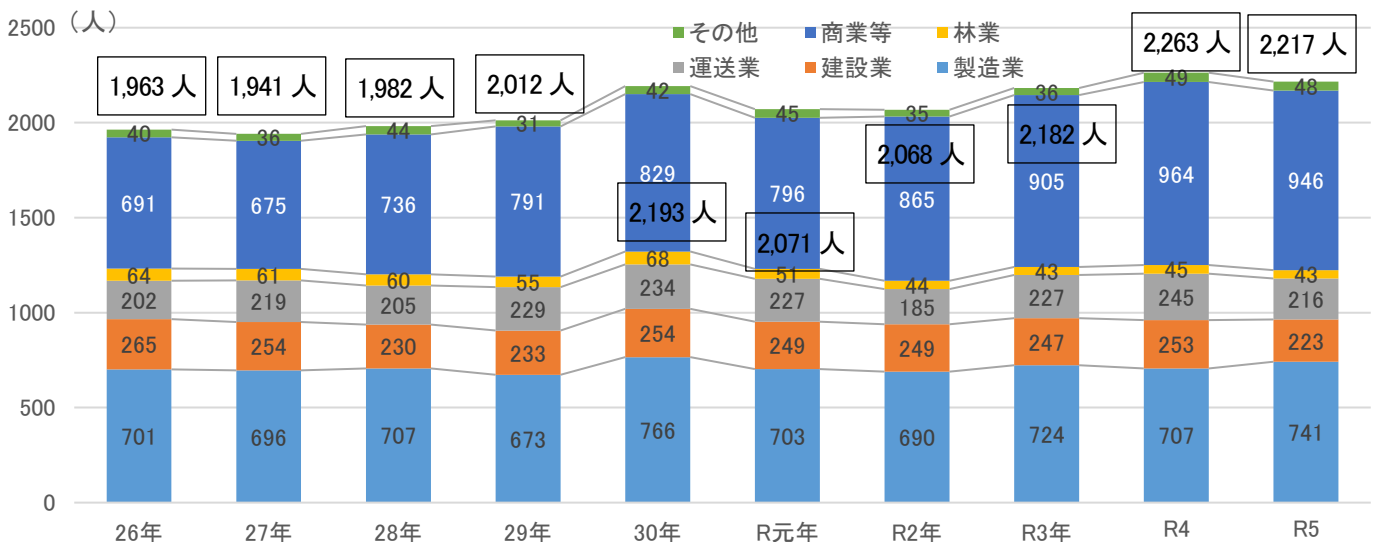
## 死傷災害の推移(平成6年～令和5年)



## 業種別死亡災害の推移(平成26年～令和5年)



## 業種別休業4日以上之死傷災害の推移(平成26年～令和5年)



## 2 業種別労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)

業種	年別	令和5年	令和4年	対前年比		構成比
				増減数	死傷者増減率	
全産業		2,217 ( 9 )	2,263 ( 13 )	-46 ( -4 )	-2.0%	100.0%
製造業		741 ( 4 )	707 ( 2 )	34 ( 2 )	4.8%	33.4%
食料品		144 ( 0 )	141 ( 0 )	3 ( 0 )	2.1%	6.5%
繊維工業		16 ( 0 )	11 ( 0 )	5 ( 0 )	45.5%	0.7%
衣服その他の繊維製品		9 ( 0 )	13 ( 0 )	-4 ( 0 )	-30.8%	0.4%
木材・木製品		31 ( 0 )	32 ( 0 )	-1 ( 0 )	-3.1%	1.4%
家具・装備品		30 ( 0 )	15 ( 0 )	15 ( 0 )	100.0%	1.4%
パルプ・紙・紙加工品		24 ( 0 )	40 ( 0 )	-16 ( 0 )	-40.0%	1.1%
印刷・製本業		7 ( 0 )	9 ( 0 )	-2 ( 0 )	-22.2%	0.3%
化学工業		72 ( 0 )	66 ( 1 )	6 ( -1 )	9.1%	3.2%
窯業土石製品		68 ( 0 )	66 ( 0 )	2 ( 0 )	3.0%	3.1%
鉄鋼業		25 ( 0 )	18 ( 0 )	7 ( 0 )	38.9%	1.1%
非鉄金属		7 ( 0 )	6 ( 0 )	1 ( 0 )	16.7%	0.3%
金属製品		119 ( 2 )	96 ( 0 )	23 ( 2 )	24.0%	5.4%
一般機械器具		59 ( 0 )	61 ( 1 )	-2 ( -1 )	-3.3%	2.7%
電気機械器具		22 ( 0 )	25 ( 0 )	-3 ( 0 )	-12.0%	1.0%
輸送用機械等		60 ( 1 )	59 ( 0 )	1 ( 1 )	1.7%	2.7%
電気・ガス・水道業		0 ( 0 )	2 ( 0 )	-2 ( 0 )	-100.0%	0.0%
その他の製造業		48 ( 1 )	47 ( 0 )	1 ( 1 )	2.1%	2.2%
鉱業		6 ( 0 )	6 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0%	0.3%
建設業		223 ( 0 )	253 ( 6 )	-30 ( -6 )	-11.9%	10.1%
土木工事業		72 ( 0 )	78 ( 3 )	-6 ( -3 )	-7.7%	3.2%
建築工事業		108 ( 0 )	110 ( 3 )	-2 ( -3 )	-1.8%	4.9%
木造家屋建築工事業		25 ( 0 )	28 ( 0 )	-3 ( 0 )	-10.7%	1.1%
その他の建設業		43 ( 0 )	65 ( 0 )	-22 ( 0 )	-33.8%	1.9%
運送業		216 ( 2 )	245 ( 1 )	-29 ( 1 )	-11.8%	9.7%
陸上貨物運送事業		196 ( 2 )	234 ( 1 )	-38 ( 1 )	-16.2%	8.8%
農林・畜産・水産業		85 ( 0 )	88 ( 0 )	-3 ( 0 )	-3.4%	3.8%
林業		43 ( 0 )	45 ( 0 )	-2 ( 0 )	-4.4%	1.9%
商業等の事業		946 ( 3 )	964 ( 4 )	-18 ( -1 )	-1.9%	42.7%
商業		307 ( 1 )	380 ( 2 )	-73 ( -1 )	-19.2%	13.8%
小売業		229 ( 0 )	303 ( 1 )	-74 ( -1 )	-24.4%	10.3%
金融広告業		17 ( 0 )	19 ( 0 )	-2 ( 0 )	-10.5%	0.8%
映画・演劇業		0 ( 0 )	1 ( 0 )	-1 ( 0 )	-100.0%	0.0%
通信業		50 ( 0 )	35 ( 0 )	15 ( 0 )	42.9%	2.3%
教育研究		13 ( 0 )	22 ( 0 )	-9 ( 0 )	-40.9%	0.6%
保健衛生業		240 ( 0 )	209 ( 1 )	31 ( -1 )	14.8%	10.8%
社会福祉施設		186 ( 0 )	159 ( 0 )	27 ( 0 )	17.0%	8.4%
接客娯楽		154 ( 1 )	161 ( 0 )	-7 ( 1 )	-4.3%	6.9%
旅館業		28 ( 0 )	26 ( 0 )	2 ( 0 )	7.7%	1.3%
飲食店		75 ( 0 )	66 ( 0 )	9 ( 0 )	13.6%	3.4%
ゴルフ場		25 ( 0 )	40 ( 0 )	-15 ( 0 )	-37.5%	1.1%
清掃・と畜業		73 ( 1 )	61 ( 0 )	12 ( 1 )	19.7%	3.3%
官公署		4 ( 0 )	2 ( 0 )	2 ( 0 )	100.0%	0.2%
その他の事業		88 ( 0 )	74 ( 1 )	14 ( -1 )	18.9%	4.0%

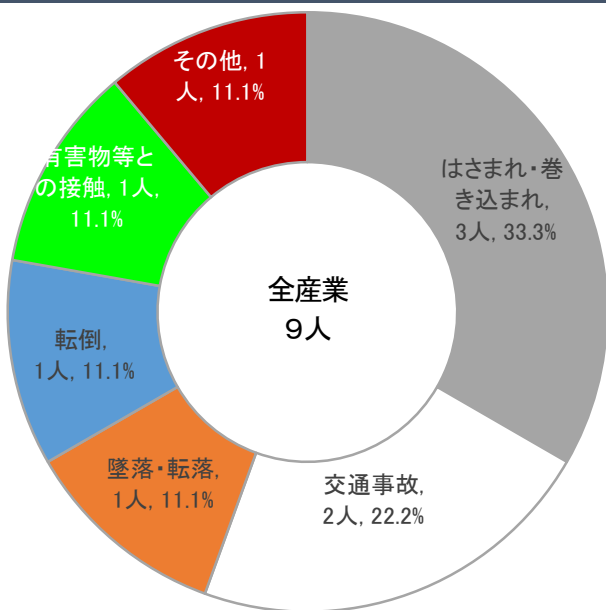
※ 労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数を集計したものです。カッコ書きの数値は死亡者数を内数で示しています。

休業4日以上の死傷災害は、全業種で2,217人と前年比46人(2.0%)の減少となりました。ただし、死傷災害を業種別に見ると、特に保健衛生業の事業では前年比で31人(14.8%)の増加となっており、その中でも社会福祉施設の増加が多数を占めています。

労働災害の発生による労働者の休業が人員不足につながり、人員不足がさらなる労働災害の発生を招くおそれがあることから、労働者が安心して安全に働くことのできる職場環境を実現できるよう、実効ある災害防止対策が必要です。

### 3 令和5年 事故の型別労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)

#### 事故の型別労働災害発生状況(全産業、死亡災害)



全産業における令和5年の事故の型別死亡災害発生状況を見ると、「はさまれ・巻き込まれ」が最多となりました。

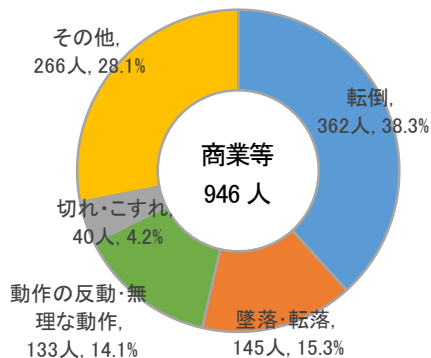
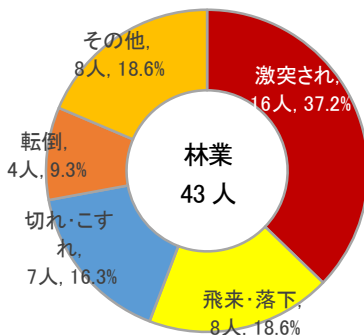
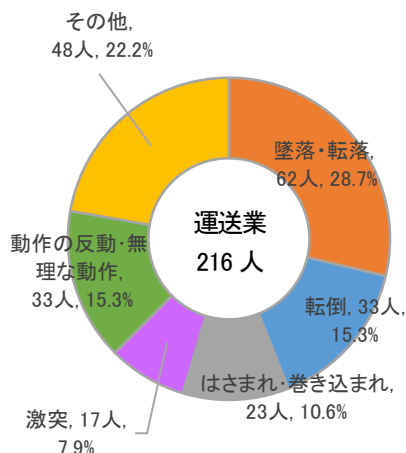
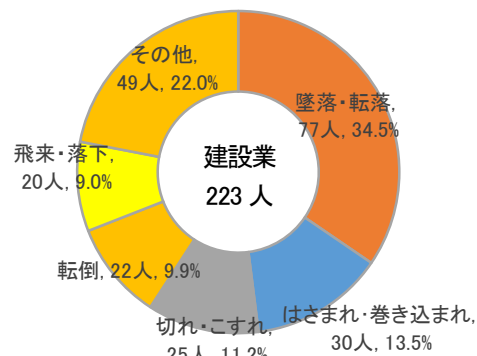
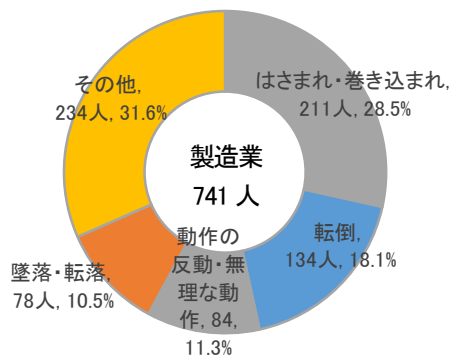
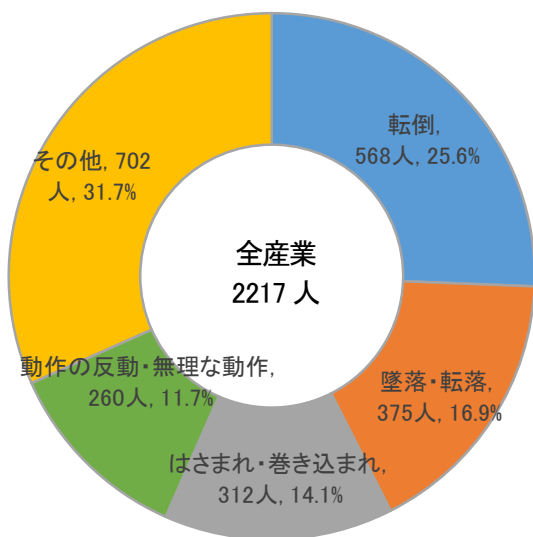
「はさまれ・巻き込まれ」は機械の修理を行う際に機械の運転を停止しなかった事例が認められ、「墜落・転落」は高所等で作業を行うにあたって、必要な墜落防止措置が講じられていなかった事例が認められます。

#### ～事故の型とは～

傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象のことをいいます。例えば、機械修理中に手を挟まれた場合は「はさまれ・巻き込まれ」に、足場等の高所から墜落した場合は「墜落・転落」に分類します。業種別の傾向を見ると、その産業が有する危険性の特徴が明らかになります。

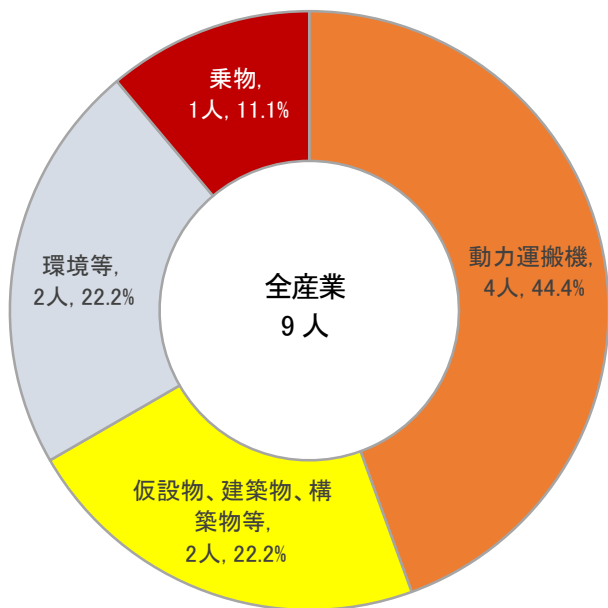
#### 事故の型別労働災害発生状況(全産業及び業種別、休業4日以上死傷災害)

全産業では「転倒」が最も多く発生しています。主な業種別にみると、製造業では「はさまれ・巻き込まれ」、建設業・運送業では「墜落・転落」、林業では「激突され」、商業等では「転倒」が高い割合を占め、このような傾向は、経年的に大きく変わりありません。



## 4 令和5年 起因物別労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)

### 起因物別労働災害発生状況(全産業、死亡災害)



全産業における令和5年の起因物別死亡災害発生状況を見ると、「動力運搬機械」で死亡災害全体の半数近くを占めています。

「仮設物、建築物、構築物等」は屋根や階段、通路等ですでに完成している構造物だけでなく、建築中の構造物も該当します、また、仮設で設置した足場等も該当します。

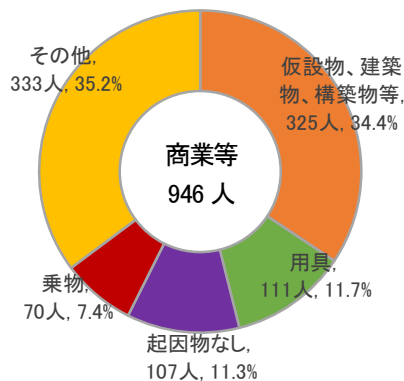
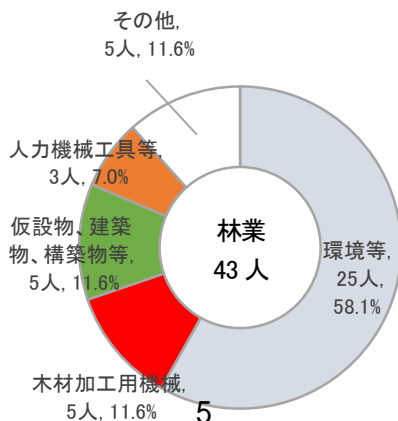
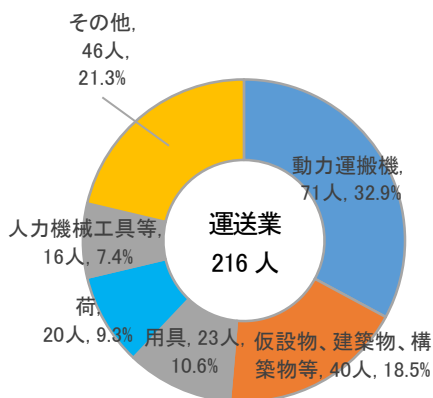
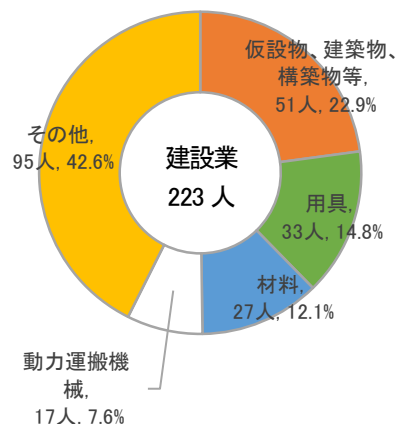
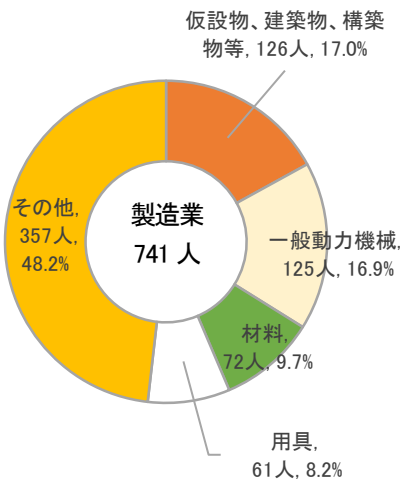
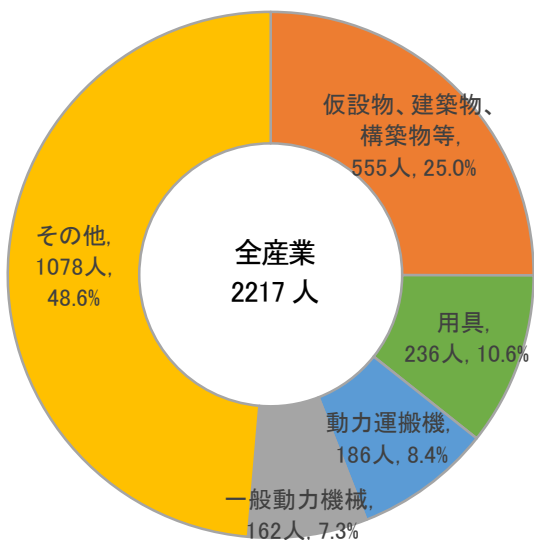
#### ～起因物とは～

災害をもたらすもととなった機械、装置やその他の物または環境等をいいます。災害をもたらす直接の物はいわゆる「加害物」であって、これが常に起因物とは限りません。

例えば床で足を滑らせて転倒し、置かれていた木箱に頭部をぶつけた場合は、起因物が作業床で加害物が木箱となります。起因物についても、「事故の型」で述べた通り、産業別の特徴が見て取れます。

### 起因物別労働災害発生状況(全産業及び業種別、休業4日以上死傷災害)

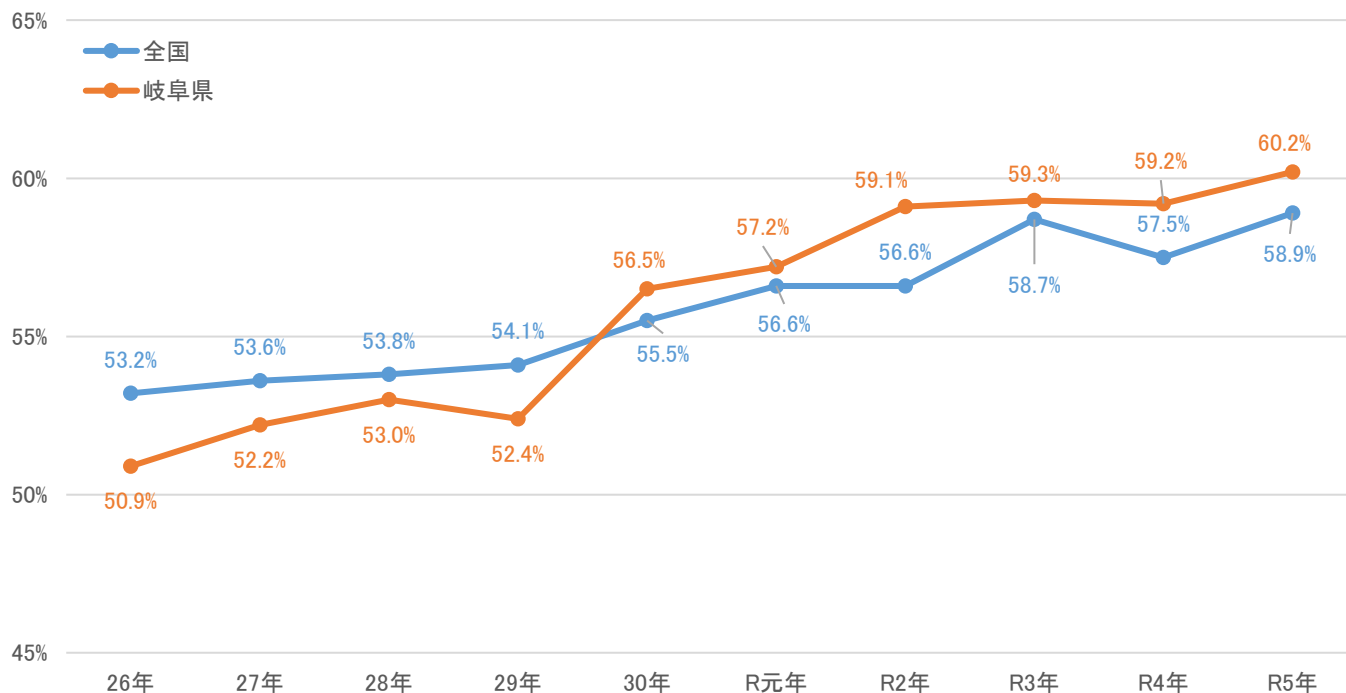
山中等自然環境の中での作業が主となる林業を除く多くの業種で「仮設物、建築物、構築物等」が起因物となる労働災害が発生しています。



## 5 一般定期健康診断実施結果

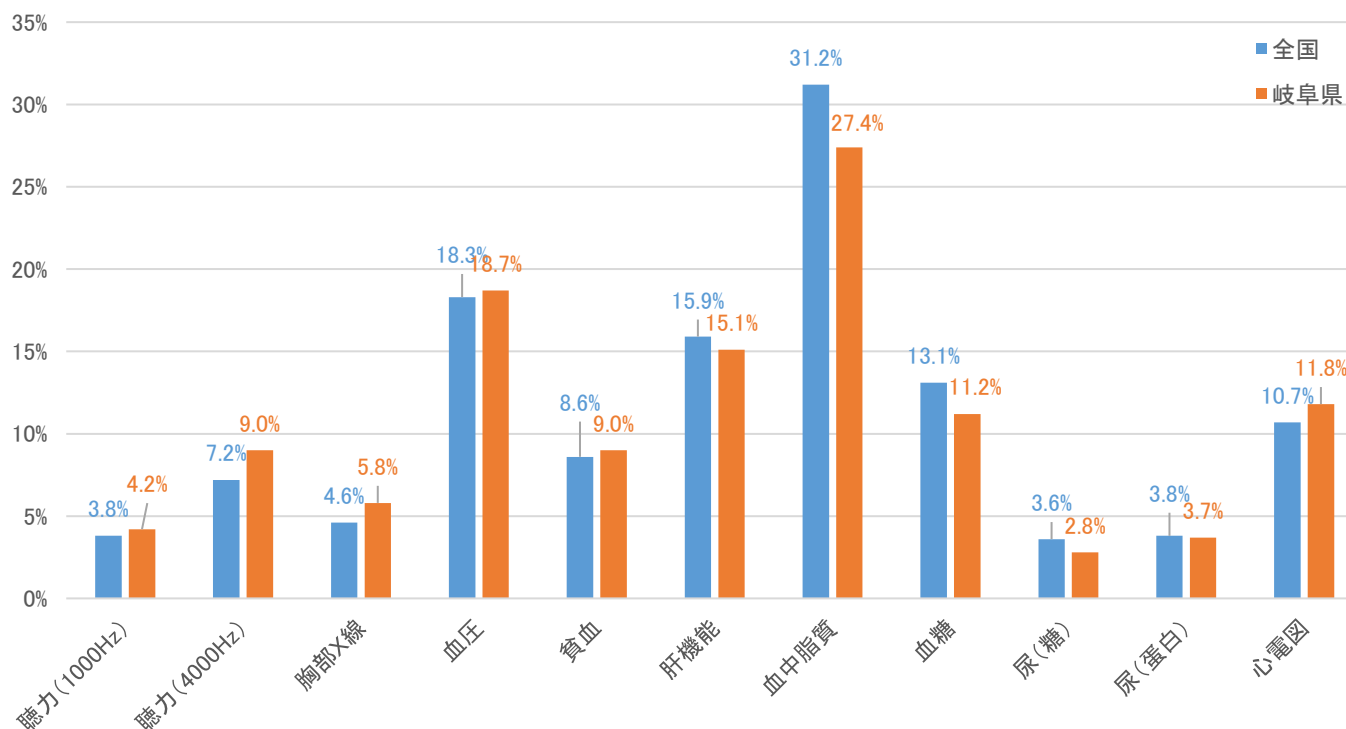
### 一般定期健康診断の有所見率の推移(平成 26 年～令和 5 年)

一般定期健康診断の有所見率は経年的に増加傾向であり、昨年度に比べて 1.0 ポイント増加しました。



### 令和 5 年 検査項目別の有所見率

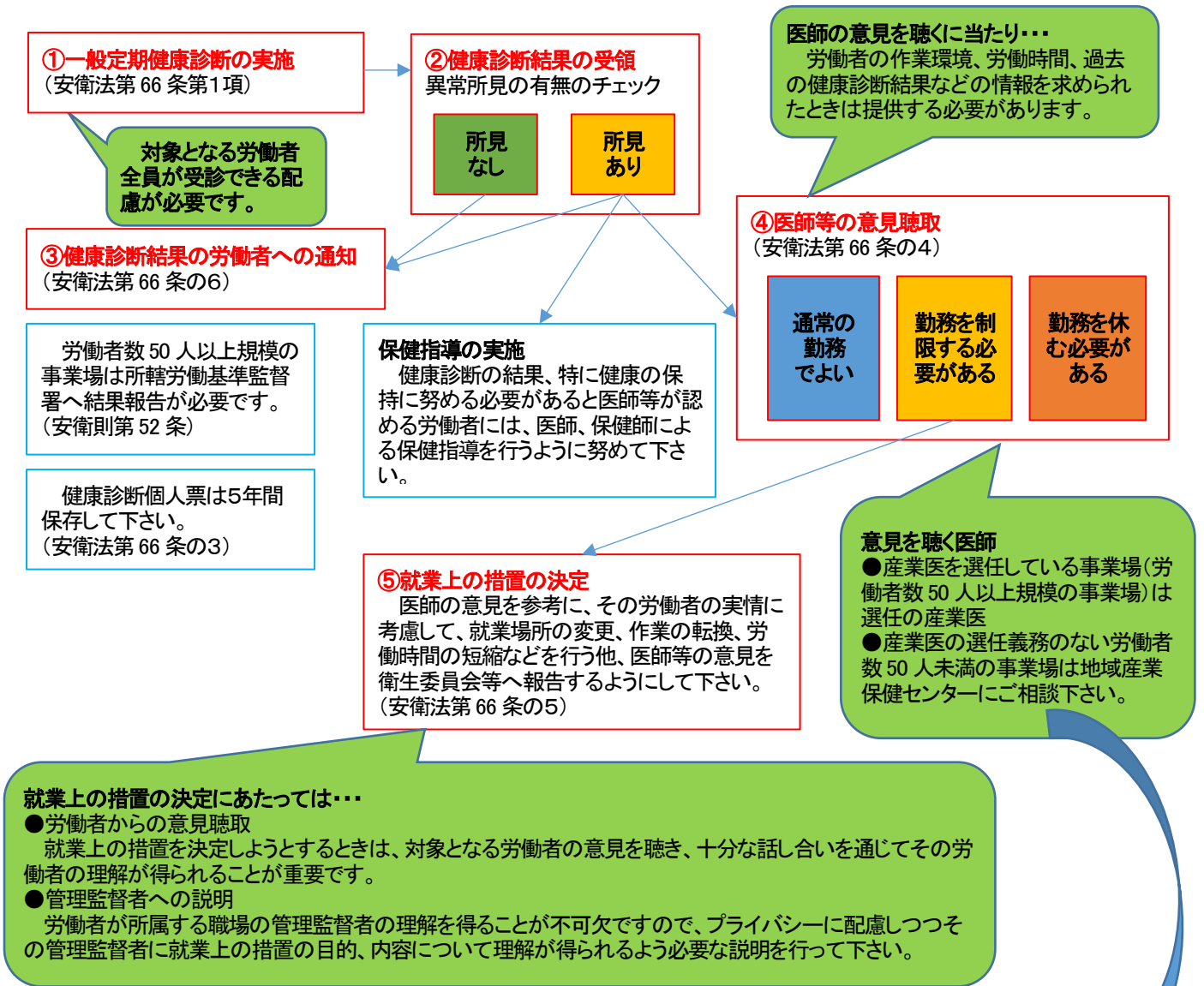
検査項目別にみると、「血中脂質」、「血圧」、「肝機能」、「心電図」の順で有所見率が高く、いずれも 10% を超えています。健康診断実施後の事後措置を速やかに実施することがポイントとなります。



定期健康診断は、実施後の適正なフォローが大切です。



## 6 一般定期健康診断の実施と事後措置の概要



### 岐阜県内の地域産業保健センターのご案内

地域産業保健センターでは、登録産業医・登録保健師等の専門スタッフを各事業場に派遣し、個々人の健康診断結果を基に保健指導を行います。また、ストレスチェックによる高ストレス者や長時間労働者に対する保健指導も行います。

名称	電話番号	所在地
岐阜地域産業保健センター	058-255-0373	岐阜市青柳町 5-4 岐阜市医師会館内
西濃地域産業保健センター	0584-88-1588	大垣市新田町 1-8 大垣市医師会内
飛騨地域産業保健センター	0577-35-3218	高山市天満町 4-70 ア・ラックスビル 2 階
東濃地域産業保健センター	0572-56-1200	土岐市土岐ヶ丘 2-12-1 東濃労働基準協会内
中濃地域産業保健センター	0575-24-8219	関市平和通 6-11-1 ワークプラザ関内
恵那地域産業保健センター	0573-68-8153	中津川市茄子川 1683-180 恵那医師会館内
郡上地域産業保健センター	0575-65-5908	郡上市八幡町小野 3-2-13 明鳳ビル

### 岐阜産業保健総合支援センターのご案内

岐阜産業保健総合支援センターでは、「ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策」や「治療と仕事の両立支援」の導入等に取り組む事業場に専門スタッフを派遣し、事業場のニーズに合わせた支援を行っています。また、労働衛生管理等に関する研修会も実施していますので、是非ご利用ください。

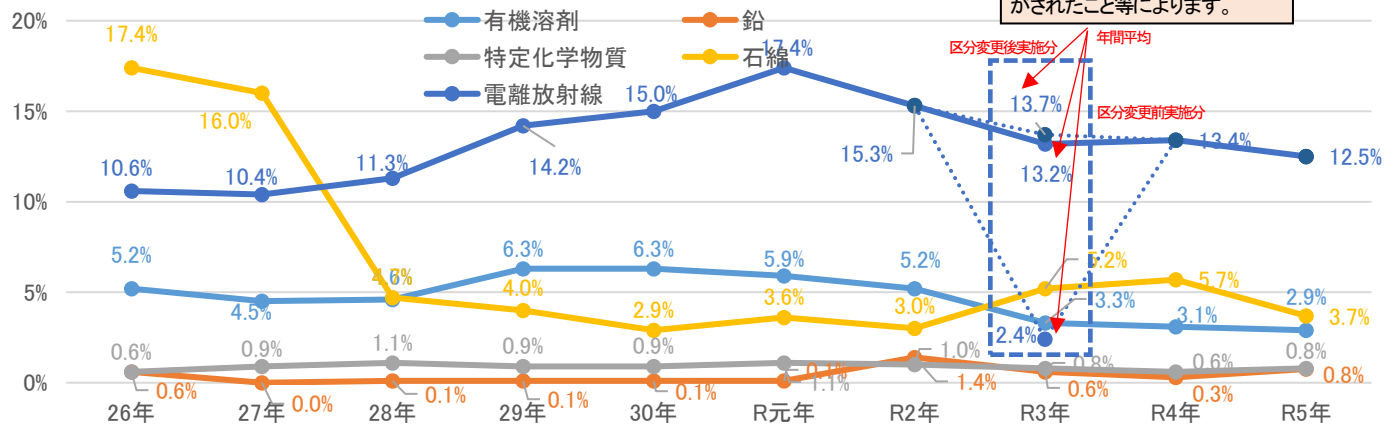
岐阜産業保健総合支援センター(TEL:058-263-2311・FAX:058-263-2366)

〒500-8844 岐阜市吉野町 6-16 大同生命廣瀬ビル

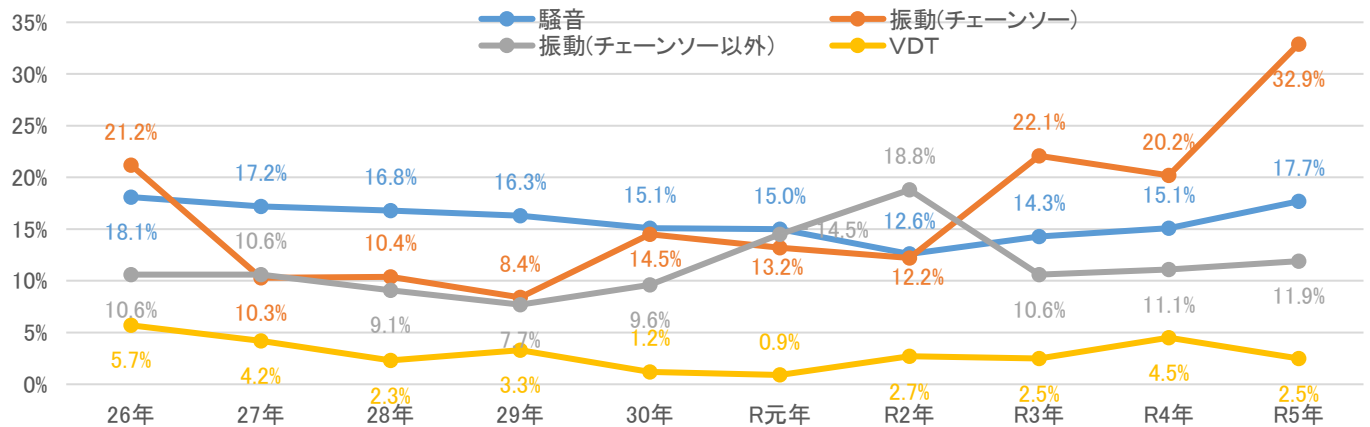
## 7 特殊健康診断実施結果

法定特殊健康診断の有所見率を見ると、有機溶剤、石綿、電離放射線は減少、特定化学物質、鉛は上昇しました。また、指導勧奨に基づく特殊健康診断は、VDTが減少しています。じん肺の有所見率は0.3%減少しました。

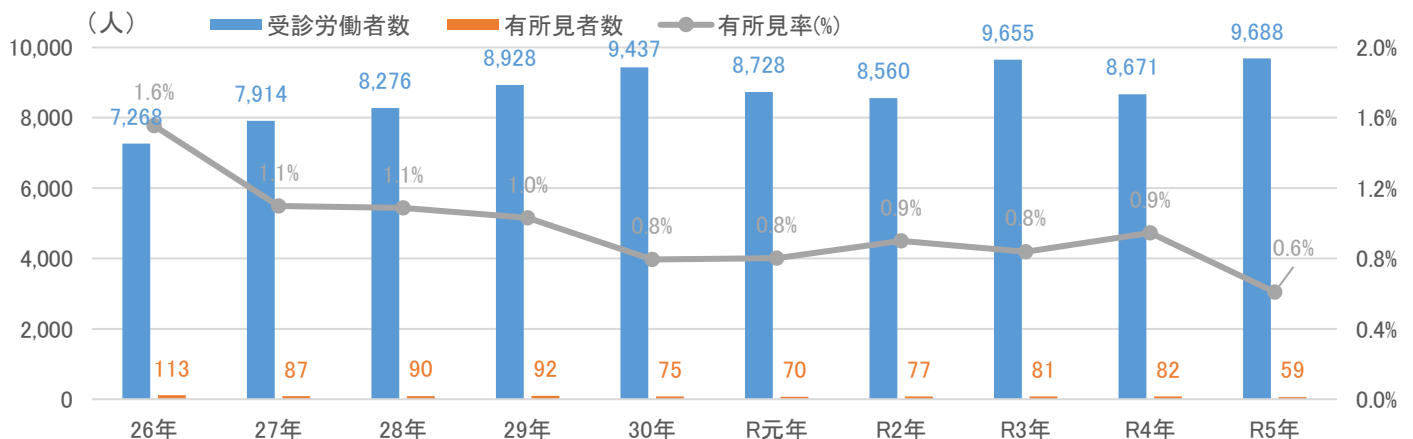
法定特殊健康診断の有所見率の推移(平成26年～令和5年)



指導勧奨に基づく特殊健康診断の有所見率の推移(平成26年～令和5年)



じん肺健康診断受診者数・有所見率の推移(平成26年～令和5年)



### 健康管理手帳について

粉じん作業、石綿の取り扱いの業務など、がんその他の重度の健康障害を発生させるおそれのある業務に従事したことがあり、エックス線写真で異常が発見される等の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、都道府県労働局長に申請し審査を経た上で、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関において、定められた項目についての健康診断を、決まった時期に無料で受けることができます。

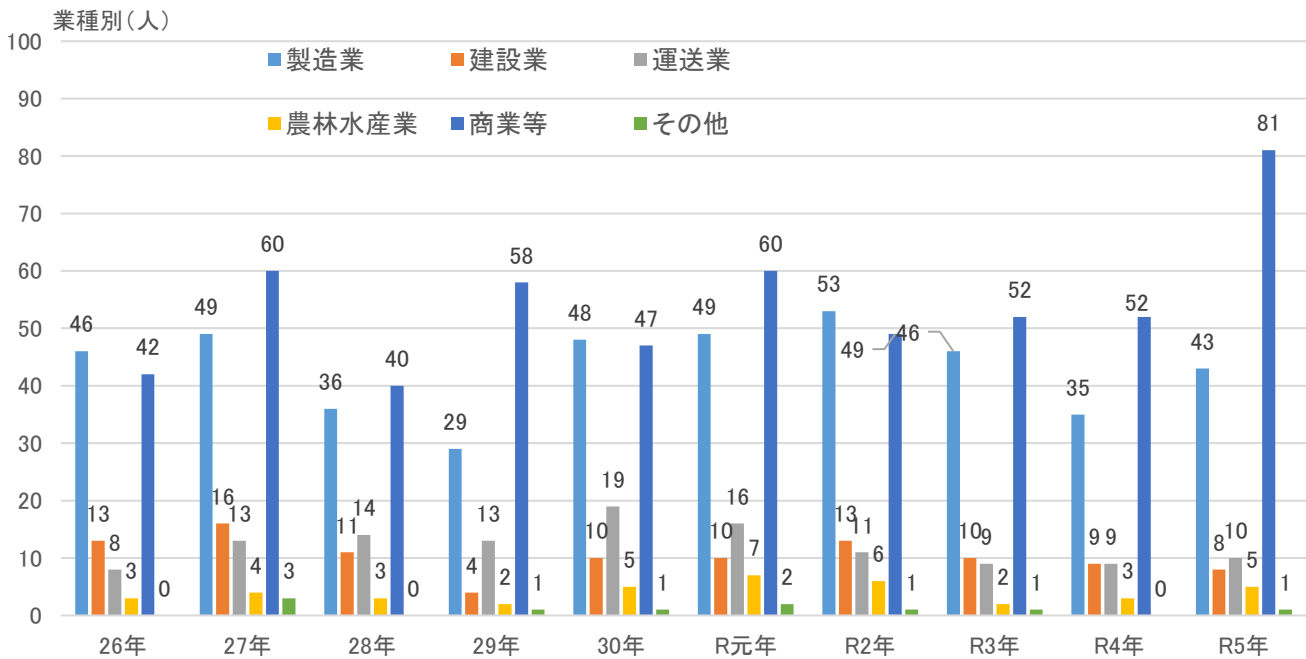
厚生労働省 健康管理手帳

検索

## 8 業務上疾病の発生状況(新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く)

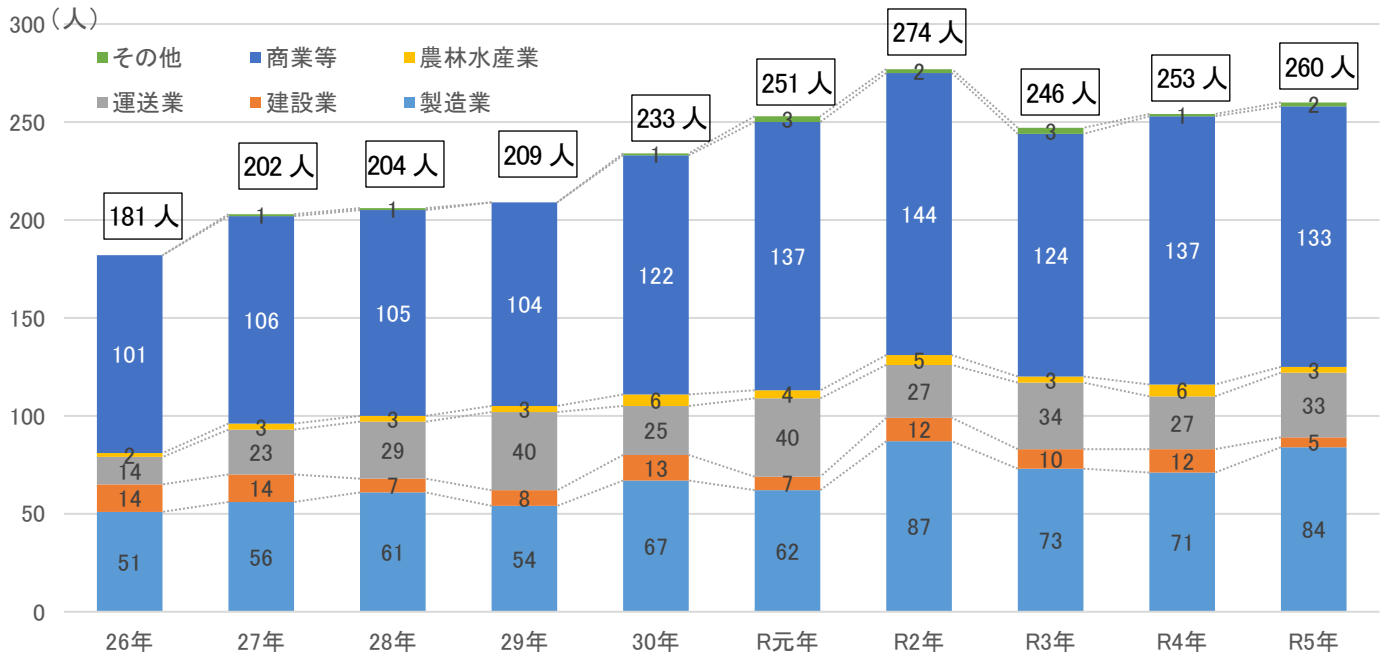
休業4日以上の業務上疾病は、令和2年から減少傾向にありましたが増加に転じました。業種別に見ると商業等で多く発生しています。

業種別の休業4日以上の業務上疾病発生状況の推移(平成26年～令和5年)



業種別の休業4日以上の腰痛等災害発生状況の推移(平成26年～令和5年)

※事故の型が、「動作の反動・無理な動作」のもの



### 腰痛予防対策指針について

今後労働者の高齢化が進んでいくことを考慮すると、さらに増加することが予想されます。腰痛を発症させる重筋作業を軽減するための設備の導入や、作業方法の改善等を検討して下さい。

なお、腰痛予防対策の詳細については「職場における腰痛予防対策指針」をご覧ください。

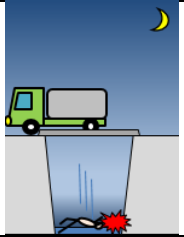


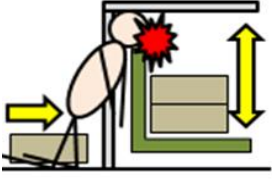
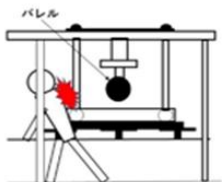

厚生労働省 腰痛予防対策指針

検索

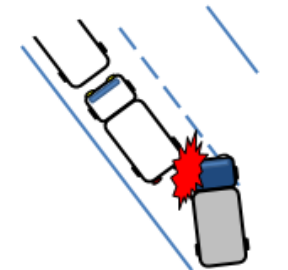
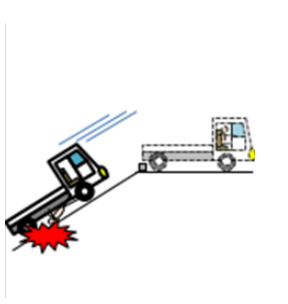


# 9 令和5年 死亡災害事例


※災害の内容は、同種災害防止の見地等から編集を加えています。

業種	職種	年齢層	災害発生概要	略図
			再発防止対策例	
<b>墜落・転落</b>				
一般運送物自動車	貨物自動車運転者	50代	<p>夜間に配達先近くの欄干のない橋にトラックを停車させ、トラック荷台から荷を取り出す作業をしていたところ、橋から水路へと約3m墜落したものの。</p> <p><b>同種災害を防止するための対策例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間は懐中電灯を使用する等、足元の安全確保を行うこと。</li> </ul>	
<b>転倒</b>				
その他の卸売業	作業員・技能者	70代	<p>出勤後、2階の事務所へタイムカードを打刻に行くため階段を上り始めたところ、後ろ向きに倒れて後頭部を強打したものの。</p> <p><b>同種災害を防止するための対策例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・階段を昇降する際は、手すりを確実に使用すること。</li> </ul>	
<b>はさまれ・巻き込まれ</b>				
自動車整備業	自動車整備工	30代	<p>事業主が故障車を積載したトラックを運転し、事業場敷地内の建屋の中に故障車を降ろすため、後退していたところ、トラックの右後方で誘導していた被災者がトラックと建屋支柱の間にはさまれた。</p> <p><b>同種災害を防止するための対策例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックと接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせないこと。</li> <li>・誘導者には誘導の合図を確実に行わせること。</li> <li>・運転者は運転時に後方を確認すること。</li> </ul>	
ねじ等製造業	作業員・技能者	60代	<p>ねじの入ったケースを段積みするための段積み用昇降機の開口部分で頭部を挟まれたもの。本機械には進入防止用のカバーが設置されているものの、何らかの理由で進入防止カバーを越えて作業員の頭部が入った際に、昇降機が上昇したものの。</p> <p><b>同種災害を防止するための対策例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・進入防止カバーを越えて機械内に身体の一部が入ることがないように、カバーの隙間を小さくすること。</li> <li>・機械内に身体の一部が入った際には機械が自動で停止するようなエリアセンサー等を設置すること。</li> <li>・機械内に身体の一部を入れなければならない事象が発生した場合には、対象となる機械を確実に停止させること。</li> </ul>	
めっき業	作業員・技能者	50代	<p>工場のめっきラインにおいて、めっき槽でエラーが発生したため、槽横の通路から身を乗り出し、槽に入っていたバレル上部の取っ手を左右に揺らしていたところ、後ろから移動してきたカーゴの搬送機とラインの柱に身体をはさまれたもの。</p> <p><b>同種災害を防止するための対策例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラブル発生の際は機械を停止してから作業を行うこと。</li> <li>・機械を停止した際は、操作盤等に対応中である旨の表示を行い、他の作業員が機械を動作させないようにすること。</li> </ul>	
<b>有害物等との接触</b>				
その他の廃棄物処理業	オペレーター	20代	<p>ごみ処理施設において、クレーンオペレーターがごみ破砕ピット内に落下させた落下物を探するため、クレーンのごみ掴みバケット上部に乗り込み、墜落制止器具を使用し、自ら無線操作してピット内に降りたところ、意識を失いピット内で倒れたもの。</p> <p><b>同種災害を防止するための対策例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酸素欠乏のおそれのある場所に立ち入る際は、事前に酸素濃度の測定を行い、酸素濃度が低い場合は、十分に換気を行うこと。</li> <li>・エアラインマスク等を着用したうえで立ち入ること。</li> </ul>	

## 交通事故

一般貨物 自動車運送 業	その他の職 種	20代	引越し業務のため、トラック助手席に乗車し客先へと向かっていたところ、高速道路上で渋滞が発生しており、乗車していたトラックが、渋滞最後尾の車両に追突したもの。	
			<b>同種災害を防止するための対策例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衝突被害軽減ブレーキ搭載車両の配置を推進すること。</li> <li>・交通労働災害防止にかかる教育を徹底すること。</li> <li>・運転者は十分に前方を注意しながら運転をすること。</li> </ul>	
自動車・ 同付属品製 造業	作業 者・技 能者	60代	軽トラックで事業場に出勤し、事業場敷地内の従業員駐車場に車両を駐車するために、ドアを半開きにして後方を確認しながら後退していたところ、輪止めを乗り越えて、注意喚起ロープを押しちぎり、法面を逸走した。逸走の際、運転席から転落したもの。	
			<b>同種災害を防止するための対策例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・万一の際、身体が車外に放り出されないように、シートベルトの着用を徹底すること。</li> <li>・アクセルとブレーキの踏み間違えに注意すること。</li> </ul>	

## その他

公園・ 遊園地	作業 者・技 能者	70代	貸しコテージ周囲の草を刈り払機を使って下刈り作業をしていたところ、蜂に刺され、アナフィラキシーショックを起こしたもの。	
			<b>同種災害を防止するための対策例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・肌を露出させないような服装等により、蜂刺され防止対策を講じること。</li> <li>・作業者のアナフィラキシーショックによる既往歴を事前に確実に把握し、必要に応じてエピペンを携帯させること。</li> </ul>	

### 災害事例に学ぼう

「職場のあんぜんサイト」には、多くの様々な災害事例が掲載されており、業種、事故の型、起因物、任意のキーワードで検索することが出来ます。「自分が経験したヒヤリハット事例と、ほとんど同じケースで死亡災害が発生していた」と、自らの経験が危険な行為であったことに気づかされることもあります。安全教育の教材としてご活用下さい。

職場のあんぜんサイト 災害事例

検索

# 10 職場の安全衛生管理活動について

## 全員参加の安全衛生活動が重要です

だれもが快適で働きやすく、安全・安心な職場の実現に向けては、安全衛生関係の法令を遵守するだけでは不十分です。適切な安全衛生管理体制の下で、作業員・管理監督者等全員が労働災害防止活動に積極的に取り組んでいくことが重要です。

以下に示す安全衛生活動は、現場に潜在する危険要因などの諸問題を自らの問題ととらえて認識し、解決に導こうとするものです。

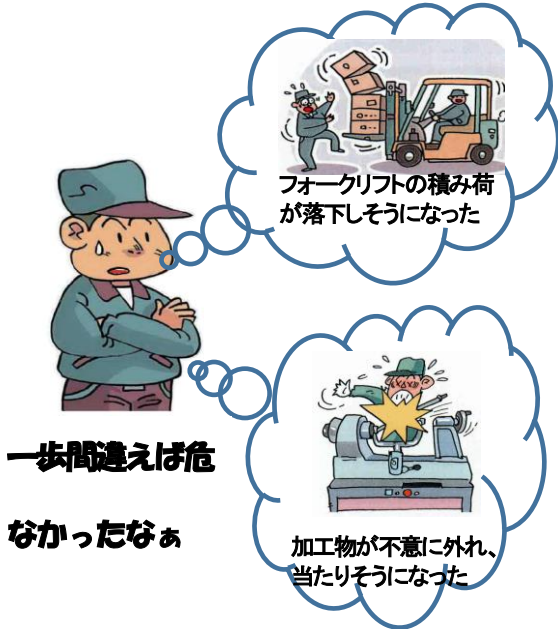


### 1 「ヒヤリ・ハット報告活動」について

「作業中に、もう少しで墜落しそうになった」「バルブを閉め忘れ、有害物が漏れそうになった」など、ヒヤリとしたことやハッと気づいて肝を冷やしたことは、だれもが何度か経験しているのではないのでしょうか。その時は災害に至らなかったとしても、次はどうなるかわかりません。

ヒヤリ・ハット報告活動とは、このようなヒヤリとしたことなどを危険情報として記録し、活用につなげる安全衛生活動です。ヒヤリ・ハット報告の中には、大きな災害に繋がりがかねない重大な問題が隠されていることも少なくありません。こうした報告を見逃すことなく、速やかに適切な対応を講じることで災害を未然に防ぐことが出来ます。

なお、重大なヒヤリ・ハット報告は、他工場・同業他社からの災害事例とともに、リスクアセスメントの「危険性又は有害性の特定」を行う際の貴重な情報となります。



一歩間違えば危

なかつたなあ

### 2 「4S活動」について

4Sとは「整理・整頓・清掃・清潔」の頭文字をとったもので、それぞれの意味は右図のとおりです。4Sに躰(しつけ)を加えて5S活動として実施している事業場もあります。

4S活動を定着させることによって、労働災害の発生要因を未然に見つけ出すことなどの安全面の効果が期待できるとともに、作業効率の向上、誤操作・誤動作の減少、モラルや品質・環境面の水準の向上などにより、生産性の向上も期待できます。4S活動は、「全員参加」が基本ですが、まずは責任分担を明らかにしましょう。4S、すなわち「整理・整頓・清掃・清潔」のそれぞれについて、対象場所を、だれが、いつ、どのように実施するのか明文化するところから始めます。

実施グループごとの対象場所を示すものとして、4Sマップを作ります。4Sマップに空白の場所があってはなりません。状況を詳細に確認し、大くりのものにならないようきめ細かく作ります。

また、管理監督者が先頭に立ち、他の模範となることも大切なポイントです。監督者の机の上や作業場所の周辺が汚れていれば、4Sの指導をしてもだれも付いてきません。

### 3 「危険の見える化」について

危険の見える化とは、職場の危険を従業員全員で共有するために可視化(＝見える化)することです。KY活動などで見つけた危険箇所、ポイントを解りやすく示したステッカーなどを貼り付けることで注意を喚起します。墜落や衝突などのおそれのある箇所が解っていれば、慎重な行動に繋がりが、事故を回避することが出来ます。

### 4 「危険予知活動(KYK)」について

危険予知活動(K:キケン、Y:ヨチ、K:カツドウ)とは、現場で作業を開始する前に、その作業に伴う危険に関する情報をお互いに出し合って共有化し、危険のポイントと行動目標を定め、作業の要所で「指差し呼称」を行って安全を確認し合うもので、ヒューマンエラーによる事故を防止するために非常に有効な手段です。

具体的には、現場で実際に作業をさせたり、してみせたり、または作業の状況を描いたイラストシートなどにより作業内容

**4Sとは?**

**整理:** 必要な物と不要な物を分けて、不要な物を処分する。

**整頓:** 必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で配置、収納する。

**清掃:** 身の回りをきれいにし、作業場のゴミ・汚れ等を取り除く。

**清潔:** 整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持する。

を正しく理解させます。それを元に、危険要因や対策をみんなで話し合っ決めて、一人ひとりが実践することで、作業者の危険に対する感受性、問題解決能力などを高める効果が期待できます。

## 5 「リスクアセスメント」について

従来の労働災害防止対策は、発生した労働災害の原因を調査し、類似災害の再発防止対策を確立して各職場に徹底していくというやり方が基本でしたが、災害が発生していない職場であっても作業の潜在的な危険性や有害性は存在しており、これが放置されるといつかは労働災害が発生するといった危険性を残すこととなります。

こうした考え方から脱却し、積極的に職場に潜む潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、事前に的確な安全衛生対策を講じることが必要であり、これに応えたのがリスクアセスメントです。

リスクアセスメントとは、職場における労働災害(健康障害を含む)の発生危険の度合いを「リスク」としてとらえ、職場に潜在する危険性ごとにリスクの大きさを見積もり評価して、労働者保護の観点から容認できないものを具体的に明らかにし、労働災害防止対策の優先順位を定めるものです。



### ～リスクの見積もりの例～

作業名 (機械・設 備)	作業の危険性または 有害性と発生の恐れ のある災害	リスクの見積			リスク低減措置案	措置後のリスク見積			次年度対応事項等
		災害の重 篤度	発生の可 能性	リスクの 程度		災害の重 篤度	発生の可 能性	リスクの 程度	
〔記載例〕 荷の運搬作業	荷物が不安定に積みま れているので、運搬中に 荷崩れを起こす。	△	×	Ⅲ	①かご台車(ロールボックスパ レット)に変更し、積載可能な重 量等を表示する。 ②かご台車にかかる遵守事項を 定め、掲示する。	△	△	Ⅱ	①かご台車による倒壊、はさま れ災害等の防止対策を徹底 する。 ②通路に段差がある箇所をな くす。

\*災害の重篤度    ×：致命的・重大    △：中程度(休業1月未満)    ○：軽度(かすり傷程度)  
\*発生の可能性    ×：高いまたは比較的高い    △：可能性がある    ○：ほとんどない

		災害の重篤度		
		×：致命的	△：中程度	○：軽度
発生の可能性	×：高いまたは比較的高い	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	△：可能性がある	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	○：ほとんどない	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

**リスクの程度による対応措置**  
Ⅲ：直ちに解決すべき、又は重大なリスクがある。  
Ⅱ：速やかにリスク低減対策を実施すべきリスクがある。  
Ⅰ：必要に応じてリスク低減対策を実施すべきリスクがある。

※この見積もりは、マトリクス法ですが、他に数値化による方法やリスクグラフによる方法などがあります。

## 6「安全衛生教育」について

職場での安全衛生教育は、新規雇い入れ時や配置替え時等、様々なタイミングで実施が求められ、職場における安全ルールや従事する業務に対する危険の認識を理解してもらうための大切な機会となりますが、正社員に対しては実施しているのに、パート、アルバイト労働者等の非正規労働者に対して実施されていないケースが見受けられます。職場で働く全員が等しく安全衛生教育を受けられるようにすることが必要です。また、外国人労働者は、必ずしも、日本語を十分に理解しているとは限りません。そのため、母国語を用いた安全衛生教育を行うことが必要です。

# 11 墜落災害の防止について

## 大きな被害を招く墜落災害

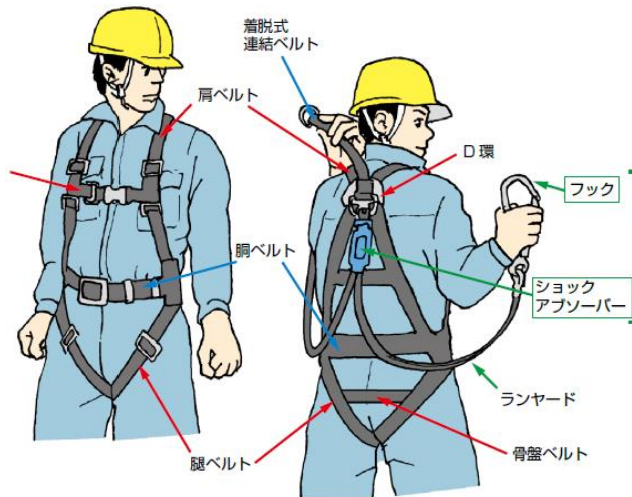
岐阜県内の全産業における令和5年の労働災害による死亡者数は9人で、そのうち、事故の型が「墜落・転落」によるものは1人でした。「墜落・転落」は経年的には建設業で多い事故の型ですが、様々な業種で発生しています。

高さが2m以上となる場所で作業を行う場合には、墜落災害を防止するために作業床の設置、墜落制止用器具の使用(安衛則518条)、囲いの設置(同519条)などの対策を行う必要があります。たとえ、高所での作業時間が短時間であっても、確実に墜落防止措置を講じることが必要です。

特に、建設業では、高所となる作業場所が数多く存在し、作業の進捗状況によって刻々と状況が変わっていくことが少なくありません。工事計画を策定する際に、墜落災害防止対策をどのように行うのかあらかじめ盛り込んでおくことが重要です。

墜落災害というと、高所での発生をイメージされるかもしれませんが、実際には脚立上などの1mに満たないような場所においても発生しています。「1mは一命取る」とも言われているように、高さを「甘く見ない」ことが重要です。

また、建設業以外でも、身近な用具である脚立やはしごを使用することがありますが、以下のポイントを踏まえて安全を確保したうえで、はしごや脚立を適切に使用する必要があります。



### はしごの安全な使用のポイント

### 脚立の安全な使用のポイント

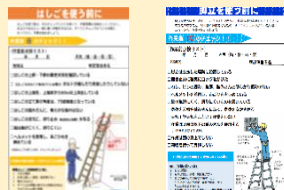
- ① はしごの上部・下部の固定状況を確認して下さい。(固定できない場合、別の者が下で支える。)
- ② 足元に、滑り止め(転位防止措置)をして下さい。
- ③ はしごの上端を上端床から60cm以上突出させて下さい。
- ④ はしごの立て掛け角度は75°程度として下さい。
- ⑤ 墜落した時などに頭部を保護するため、ヘルメットの着用が有効です。

- ① 不安定になるので天板の上で作業をしないで下さい。
- ② 天板から2段目以下の踏みさんを使用して下さい。
- ③ 凸凹した場所や傾斜のある場所では使用しないで下さい。
- ④ 身を乗り出したり、頭の真上での作業はしないで下さい。
- ⑤ 墜落した時などに頭部を保護するため、ヘルメットの着用が有効です。



出典:「シリーズ・ここが危ない高所作業」  
中央労働災害防止協会

「はしごを使う前に」「脚立を使う前に」のリーフレットも参考にしてください。



### 足場からの墜落防止措置が強化されています！

1. 幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります(R6.4.1 施行)。
2. 事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります(R5.10.1 施行)。
3. 足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります(R5.10.1 施行)。



# 12 転倒災害の防止について

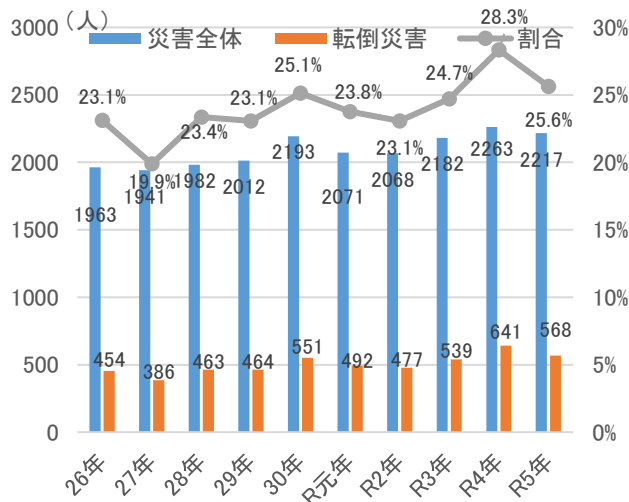
## 1 減少しない転倒災害

岐阜県内の過去 10 年間における「転倒」災害を見ると、その数は増加傾向にあります。発生割合も平成 27 年を除き、2割以上となっており、最も多い事故の型となります。また、業種別では、商業等による発生が業種全体の6割を占め、最も多くなっています。

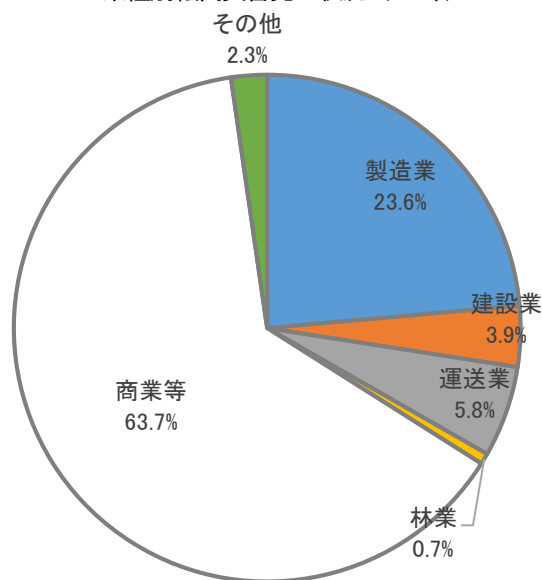
令和5年の転倒災害による休業見込日数の平均は約 37 日と1か月を超えています。多くの職場では、必ずしも人手が充足しているとは言えない状況にあるものと考えられますが、転倒災害で労働者が休業し、さらなる人手不足となれば、焦り、慌て等で一層災害発生のリスクが高まる懸念があります。

また、今後、労働力人口の高齢化が一層進行していくことは事実であることから、あらゆる職場において、転倒災害防止対策を講じることは極めて重要となってきています。

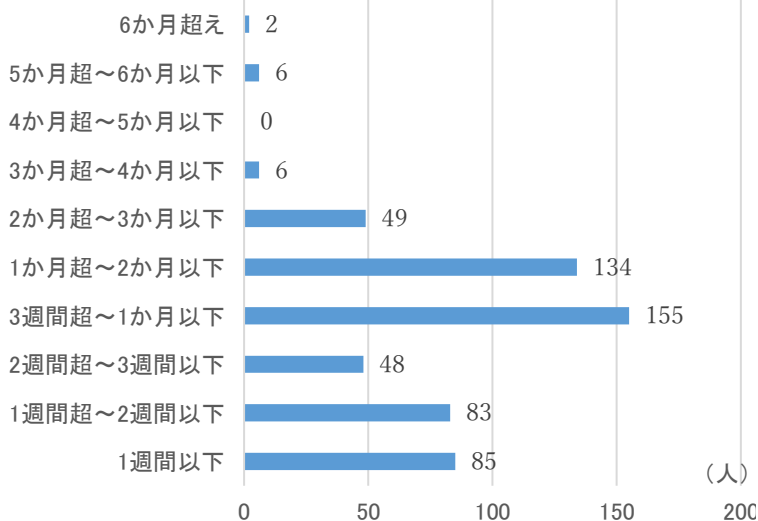
岐阜県内の転倒災害の推移（過去 10 年）



業種別転倒災害発生状況（R5年）



休業見込日数別転倒災害発生状況（R5年）



## 2 転倒災害防止対策

多くの職場で発生している転倒災害ですが、少しの工夫で防止することができます。まずは、次の対策について検討してみてください。

- ① 作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S の徹底による床面の水・油・粉等の他、台車等障害物の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険個所の表示等の「危険の見える化」の推進
- ⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進
- ⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ⑦ 定期的な職場点検、巡視の実施
- ⑧ 転倒予防体操の励行



すべり注意



つまずき注意



踏み外し注意

## 3 靴の選択も重要です

転倒災害を防止する上で、直接床に接する作業靴の選択は重要なポイントです。特に高年齢労働者の場合は筋力、俊敏性、持久力などが低下しており、思わぬ所で転んで災害を被ってしまうことがあります。滑りにくい床面に改善するとともに、適切なものを選定しましょう。

### 転倒リスクをチェックしてみよう

「まだまだ元気」と思っている、意外に身体能力が低下していることがあります。そして、そうしたことが転倒災害の発生につながるケースも少なくありません。「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用し、自らの身体機能を適切に把握しましょう。

転倒等リスク評価セルフチェック票

検索

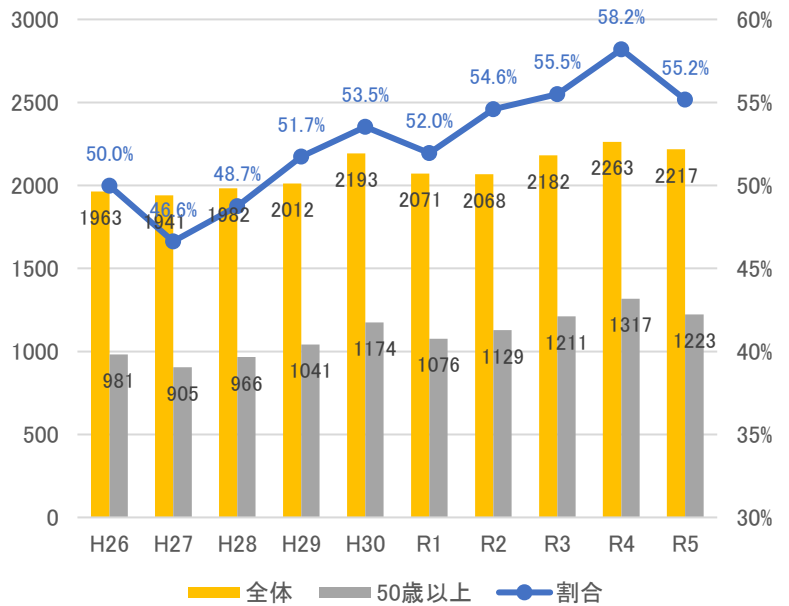
# 13 高齢労働者の労働災害の防止について

## 1 被災者の半数が50歳以上！

急速な高齢化社会が進む下、高齢労働者が被災する割合が急増しています。岐阜県内における令和5年の休業4日以上死傷者を見ると、労働災害全体のうち、50歳以上の高齢労働者が占める割合は55.2%と半数を占めています。過去10年間を見ると、年により増減はあるものの、増加傾向にあるといえます。

また、高齢労働者が若年労働者を比べると、同種の災害で被災した場合に休業日数が長くなるなど、災害の程度が重くなる傾向にあります。

このような背景のもとで高齢者雇用安定法の改正によって、65歳までの雇用確保(義務)に加え、70歳までの就業機会を確保する努力義務が設けられていることから、なお一層の安全対策の充実が求められています。



**ほんの少しの工夫で大きな効果！**

ちょっとした工夫で高齢労働者の災害を防止する効果が得られることもあります。以下は、厚生労働省が公表している「高齢労働者に配慮した職場改善事例」の一例です。ほかにも多くの改善事例が掲載されていますので、ご覧ください。

高齢労働者 職場改善事例 [検索](#)

**生涯現役社会の実現へ**

高齢労働者の安全と健康確保のための取り組みを取りまとめた「エイジアクション 100」により、職場のチェックを行い、高齢労働者が働きやすい職場づくりを目指して下さい。

エイジアクション 100 [検索](#)

**掲示板を見やすくし、安全に対する理解を深める**

高齢労働者には判読のしにくい小さな文字を、大きく見やすくするとともに、作業指示や作業方法の説明は、イラストなどを使い理解しやすくした。

実は“見えていない”のかもしれない

**フォークリフトとの接触事故を防止**

フォークリフトとの接触防止のために、床面にフォークリフト通行帯と歩行者通行帯を分けたラインを表示し、フォークリフトの走行は一方通行とした。

機械との接触事故は大きな災害につながります

**作業台を作業のしやすい高さに改善**

前かがみの姿勢で行っていた作業を、作業台の高さを作業姿勢にあったものにするにより、腰にかかる負担を軽減した。

腰痛防止対策は、すべての作業において検討して下さい

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」のリーフレットも参考にしてください。

# 14 熱中症対策について



## 1 熱中症による死傷者数は増加傾向

岐阜県内の過去 10 年間における熱中症による労働災害は 124 件発生しており、業種別では製造業が 32 件と最も多く、次いで建設業が 29 件、運送業が 19 人の順で発生し、これら三つの業種で熱中症災害全体の6割以上を占めています。また、熱中症による死亡災害は、直近では平成 30 年に発生しています。

月別の熱中症災害発生状況を見ると 7~8 月にかけて多く発生し、時間帯別では 11 時が最も多く、次いで 13 時と 14 時に多く発生しています。

熱中症は、屋外作業が多い建設業や警備業などでの発生もありますが、製造業や運送業、商業などでも発生しており、屋内作業だからと油断はできません。熱中症災害の中には、暑さ指数(WBGT 値)計を事業場で準備していないために、作業環境の把握や作業計画の変更ができていなかった例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理や教育を適切に実施していない例などが見受けられます。

## 2 熱中症予防対策

熱中症の予防に向けては、様々な面から対策が必要です。

### ○作業環境管理

- ・作業中の環境の変化がわかるよう、WBGT 計を設置する。
- ・日よけや風通しをよくするための設備の設置や、散水の実施。
- ・水分や塩分の補給のためのスポーツドリンクなどや、体を適度に冷やすことができる氷、冷たいおしぼりなどを備え付ける。
- ・高温多湿作業場所の近隣に、冷房を備えた休憩場所を設ける。  
なお、横臥できる広さを確保すること。

### ○作業管理

- ・十分な休憩時間や作業休止時間を確保する。
- ・計画的に、熱への順化期間を設けることが望ましい。
- ・作業服は吸湿性および通気性の良いものとし、直射日光下での帽子は通気性の良いものとする。
- ・定期的な水分及び塩分の摂取にかかる確認を行い、熱中症の兆候が表れた際速やかに措置を講じられるよう、職場巡視を行う。

### ○健康管理

- ・健康診断結果などにより、作業者の健康状態をあらかじめ把握し、必要に応じて就業場所の変更、作業の転換等の措置を行う。
- ・作業開始前はもちろん、作業中も巡視を行い、作業者の健康状態を確認する。

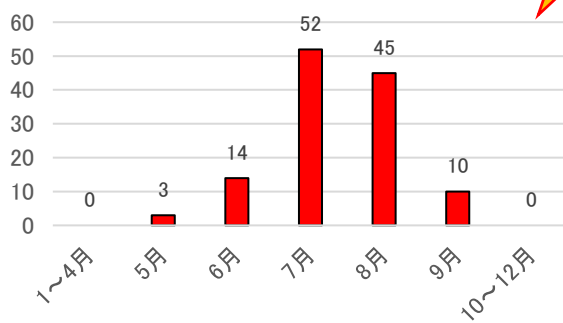
### ○労働衛生教育

- ・高温多湿となる場所において作業を行わせる場合には、作業者及び管理者に対して熱中症とその予防等にかかる教育を行う。

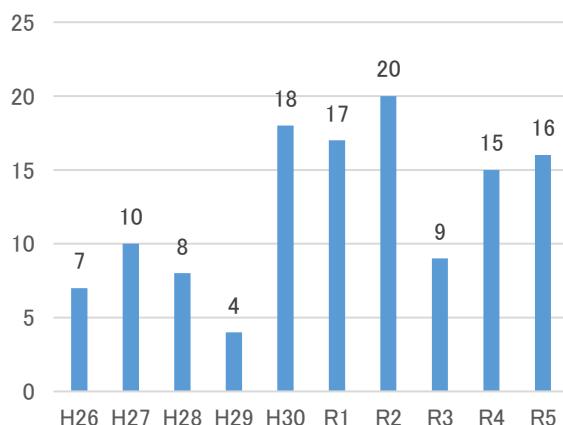
### ○救急措置

- ・あらかじめ、近隣の病院等の所在地や連絡先を把握し、関係者に周知する。
- ・熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、救急処置を行い、必要に応じ救急車の要請等を行う。

月別熱中症災害発生状況 (過去 10 年)



熱中症災害の推移 (過去 10 年)



WBGT 計の例



### WBGT 値(暑さ指数)とは…

WBGT 値とは、人体に与える影響の大きい

- ①湿度
- ②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境
- ③気温

の3つを取り入れた指標です。

### WBGT 値を用いた熱中症予防のための行動指針

危険	<b>WBGT 値 31℃以上</b> ●できる限り、風通しのよく涼しい場所に移動しましょう。 ●高齢者においては安静状態でも危険性が高くなります
嚴重警戒	<b>WBGT 値 28~31℃</b> ●熱中症の危険性が高いので、気温の上昇に注意しましょう。
警戒	<b>WBGT 値 25~28℃</b> ●熱中症の危険性が増すので、激しい運動や作業をする際は、定期的に十分な休息を取り、水分を補給しましょう。
注意	<b>WBGT 値 21~25℃</b> ●激しい運動や重労働時には熱中症が発生する危険性があります。 ●熱中症の兆候に注意しながら定期的に水分を補給しましょう。

### STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

熱中症の予防に向けては、暑い夏が始まる前段階から、設備や服装等の準備、教育の実施、熱への順化など、計画的に行うことが重要です。詳しくはホームページをご覧ください。

クールワークキャンペーン

検索

## 15 交通労働災害の防止について

### 災害の程度が大きい交通事故

交通労働災害は、死亡災害の約2割を占め、岐阜県においても毎年のように発生しています。業種別にみると自動車の運行が中心の業務である陸上貨物運送事業のみならず、商業、建設業、製造業など幅広い業種で発生しています。

また、積雪や凍結期などで多発する傾向にあり、状況に応じた対応が求められます。



車輦の損壊状況が、  
事故の悲惨さを物語る！

#### ガイドラインに基づく取組を！

厚生労働省は交通労働災害の防止に向けて、各事業場において対応すべき下記事項をまとめたガイドラインを示しています。

- 交通労働災害防止のための管理体制等
- 適正な労働時間等管理・走行管理
- 教育の実施
- 交通労働災害防止の意識高揚
- 荷主・元請事業者による配慮
- 健康管理



交通労働災害防止ガイドライン

検索

#### 新聞配達中の2輪車の災害が増えています！

「いつも通るところだから安心」「車はめったにこない」といった油断が悲惨な交通事故を招いています。みんなで話し合っ、ヒヤリハット事例等を記入した交通安全マップを作成しましょう。

ヘルメットの着用は当然のこととして、他の運転者からの視認性を高める「安全ベスト」を着用したり、前照灯の常時点灯等を心がけましょう。



危険箇所を  
みんなで  
書き込もう

## 16 荷役作業における労働災害の防止について

### 1 設備や作業に応じた対策が重要

交通労働災害と同様に、荷役作業も運送業特有の災害と思われがちですが、実際には物流を伴う製造業・商業など多くの産業で発生しています。フォークリフト、ベルトコンベア、クレーン、テールゲートリフターなどは、重筋作業を軽減してくれる便利なものですが、ひとたび使用方法を誤ると、大きな災害を発生させることとなります。事業場内に設置してある機械設備の管理状況や、運転者の資格等について確認するとともに、関係者に対する安全教育を徹底して下さい。

また、トラック荷台からの墜落・転落災害も多く発生していることから、ヘルメットの着用が求められます。

その他、安全な通路の確保も重要なポイントです。状況を確認し、人と機械の通路を分ける、段差をなくす、必要な照度を確保するなど適切な対策を講じてください。

ヘルメット未着用は危険！！



### 2 荷主の皆さまの協力が、災害防止に大きな効果を発揮します



多くのトラック運転者が荷役作業中に被災しており、その多くは荷主の事業場で発生しています。発生した災害の中には、「墜落防止措置が講じられない状況下での墜落」、「荷主事業場の担当者との意思疎通の不足による事故」、「フォークリフト等の荷主の機械が関係する災害」といったものが見受けられ、災害防止に向けて、荷主の方にご協力をいただくことが必要となっています。設備改善や協議の実施など、運送業者の災害防止に向けご協力をお願いします。

#### トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されています！

労働安全衛生規則(以下「安衛則」といいます)が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されています。

厚生労働省のホームページにリーフレット「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されています」が掲載されていますので、ご覧ください。

厚生労働省 テールゲートリフター 災害防止

検索

## 17 メンタルヘルス対策について

職場でのストレスが原因で精神障害を発病させる労働者が急増し、自殺者数も高止まりとなっている状況にあり、メンタルヘルス対策に関する取り組みは近年さらに重要度を増しています。メンタルヘルスケアの積極的な推進を図るためには、衛生委員会における十分な審議のもと「心の健康づくり計画」を作成し、関係者への教育や情報提供、「4つのケア」の推進、ストレスチェックの実施、メンタルヘルス不調への対応、職場復帰のための支援等の対策が円滑に行われることが必要です。

岐阜産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターでは、メンタルヘルス対策に関する支援活動を行っていますのでご利用下さい。

### 4つのケア

#### ①セルフケア

労働者自身によるケアです。労働者自身がストレス等による「いつもと違う自分」に早期に気付くことが重要です。そのためには労働者に対する教育・研修を実施することが重要です。

#### ②ラインによるケア

管理監督者が「いつもと違う部下」に早めに気付くことがポイントです。部下に対し日頃から声をかけ、数分でも毎日話を交わすことに心がけて下さい。そのために、管理監督者への教育・研修や情報提供に努めて下さい。

#### ③事業場内産業保健

##### スタッフ等によるケア

衛生管理者・保健師・産業医等は、セルフケアやラインによるケアが効果的に実施されるように、労働者や管理監督者に対する支援を行うことを心がけて下さい。

#### ④事業場外資源によるケア

メンタルヘルスケアを行う上では、より専門的な知識を有する各種の事業場外資源を活用することが有効です。産業保健総合支援センターなどを積極的に利用して下さい。

## 18 事業場における治療と

## 仕事の両立支援について

病気を抱える労働者の中には、働く意欲や能力があっても、所属事業場における治療と仕事の両立を可能にする体制が不十分なために、就労の継続や復職が困難になる場合も少なくありません。今後さらに高齢化が進んでいくことは明らかであり、治療と仕事の両立にかかる対応が求められています。

治療と仕事の両立支援にかかる相談は、岐阜産業保健総合支援センターや県内のがん診療連携拠点病院などで行っていますのでご利用願います。詳しくは岐阜労働局 HP をご覧下さい。

治療と仕事の両立

検索

#### ～労働者のメリット～

- ・治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- ・治療を受けながらの仕事の継続
- ・安心感やモチベーションの向上
- ・収入を得ること
- ・働くことによる社会への貢献



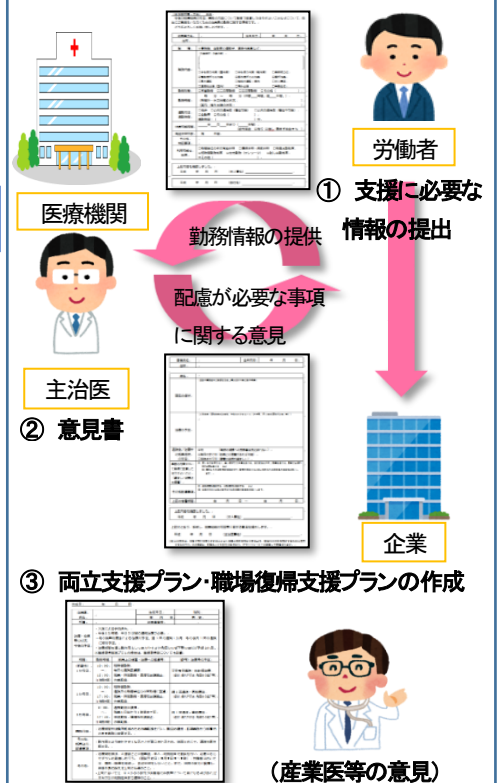
両立支援対策は、労働者・事業者の双方にメリットをもたらします。

#### ～事業者のメリット～

- ・労働者の「健康確保」の推進
- ・継続的な人材の確保
- ・労働者のモチベーションの向上による人材の定着および生産性の向上
- ・「健康経営」の実現
- ・多様な人材の活用による組織や事業の活性化



### 両立支援の流れ



### ストレスチェックの実施

ストレスチェックの目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと。
- ・集団分析等をストレスの原因となる職場環境の改善につなげること。

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止することです。」

ストレスチェック(年1回)の実施

本人に結果を通知

集団分析  
(努力義務)

医師による面接指導  
の実施

集団分析とは…個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析すること。

医師からの意見聴取

就業上の措置の実施

職場環境の改善

### こころの耳のご案内

国が開設している働く人のためのポータルサイトです。メンタルヘルス対策にかかる様々な情報が掲載されています。

こころの耳

検索

# 19 各種免許・技能講習等実施機関等名簿

## 1 免許

衛生管理者・クレーン運転士・ボイラー技士などの免許試験は、中部安全衛生技術センターで実施しています。詳細は同センターのホームページをご覧ください。

機関名	所在地	電話番号
(公財)安全衛生技術試験協会 中部安全衛生技術センター	愛知県東海市加木屋町丑寅海戸 51-5	0562-33-1161

## 2 技能講習等

岐阜労働局長から登録教習機関として登録を受けている機関は以下の通りです。詳細は各機関のホームページをご覧ください。また、一部の特別教育等についても実施しています。

岐阜労働局登録教習機関等(但し、学校教育機関を除く)

機関名	所在地	電話番号	実施している技能講習等の番号			
			作業主任者 技能講習	就業制限業務 技能講習	その他	
(公社)岐阜県労働基準協会連合会	岐阜市日置江 4-48	058-270-0380	②③⑭⑮ ⑯⑰⑳	①	⑤⑥ ⑦	
地区協会	(一社)岐阜労働基準協会	岐阜市入舟町 3-10 サンケンビル	058-246-0863			
	(一社)大垣労働基準協会	大垣市小野 4-35-10 大垣市情報工房 4F	0584-73-2272	⑭		
	(一社)飛騨地区労働基準協会連合会	高山市天満町 4-70 ア・ラックスビル 2F	0577-32-2453	⑭	②⑩⑪	
	東濃労働基準協会	土岐市土岐ヶ丘 2-12-1 ききょうの丘健診プラザ内	0572-56-1988	※各地区協会では、連合会が行う講習のほか、各災害防止団体等が行う講習の申込受付を行っています(黄色で表示)。		
	中濃労働基準協会	関市平和通 6-11-1 ワーク・プラザ関	0575-24-1806			
	恵那労働基準協会	恵那市大井町 2087-276 恵那建設会館 2F	0573-26-1920			
	岐阜八幡労働基準協会	郡上市八幡町小野 3-2-13 明鳳ビル	0575-65-5908			
建設業労働災害防止協会 岐阜県支部	岐阜市藪田東 1-2-2 建設会館内	058-276-3743	④⑦⑧⑨⑩ ⑪⑫⑬⑰⑱	④⑤⑥⑦	⑦	
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岐阜県支部	岐阜市日置江 2648-2	058-279-3718	⑥	②③		
林業・木材製造業労働災害防止協会 岐阜県支部	岐阜市六条江東 2-5-6	058-275-0192	①	②		
(一社)日本ボイラ協会 岐阜支部	岐阜市入舟町 3-10 サンケンビル 2F	058-201-1176	⑩	⑧	①	
(一社)日本クレーン協会 岐阜支部	瑞穂市牛牧 671-1	058-322-5820		⑨⑩⑪	③	
全建総連岐阜建設労働組合 県本部	岐阜市藪田南 3-9-5	058-274-3131	⑩			
岐阜県砕石工業組合	岐阜市六条南 2-12-13 ワピンビル 201	058-274-3847	⑤			
(公社)建設荷役車両安全技術協会 岐阜県支部	各務原市蘇原青雲町 5-34	058-382-5011			④	
(株)大原自動車学校	多治見市幸町 7-29-1	0572-27-2356		①②④⑤ ⑦⑨⑩⑪	②③	
加茂自動車(株)加茂自動車学校	美濃加茂市前平町 3-45	0574-25-4155		①②④⑤ ⑥⑦⑩⑪		
(有)日本ライン自動車学校	加茂郡坂祝町深萱 1301-3	0574-25-1122		②		
日東興産(株) 北方自動車学校	本巣市三橋字糸貫川通 1100	058-324-1215		②		
(株)中濃自動車学校	関市平賀字長峰 773	0575-22-2083		②		
コベルコ教習所(株) 岐阜教習センター	大垣市本今町 1720-5	0584-87-2551	⑥	①②④⑤ ⑦⑨⑩⑪		
(株)マジオネット マジオワークライセンススクール大垣校	大垣市世安町 3-16	0584-78-4107	⑥	②⑩⑪		
(有)東海第一自動車学校	岐阜市芥見 5-125	058-243-1521		②		
(株)日新 飛騨自動車学校	高山市松本町 1480-1	0577-35-1000		②		

(学)聖徳学園 聖徳自動車学園	岐阜市柳津町東瀬外 7570	058-387-4171		②	
(株)可児自動車学校	可児市久々利字番場 2100-2	0574-56-0001		②	
(株)那加クレーンセンター	各務原市那加新加納町 3771	058-389-2227	②④⑥⑧⑬⑭ ⑮⑯⑰⑱⑲⑳	①②④⑤ ⑥⑦⑨⑩⑪	③⑦
(株)西濃自動車学校	海津市平田町今尾 600	0584-66-2450		②	
日本建機教習所(株)	加茂郡白川町黒川 5061	0736-33-2830		②⑨⑪	
フレンズルック合同会社	各務原市那加日新町 6 丁目 3 番地	058-372-8935	⑧⑱		⑦
(株)鉞組 飛騨高山技能講習センター	高山市松之木町 1278 番地 1	0577-62-8115		⑪	

【作業主任者技能講習】

- ①木材加工用機械 ②プレス機械 ③乾燥設備 ④地山の掘削及び土止め支保工 ⑤採石のための掘削 ⑥はい ⑦型枠支保工の組立て等 ⑧足場の組立て等  
⑨建築物等の鉄骨の組立て等 ⑩木造建築物の組立て等 ⑪鋼橋架設等 ⑫コンクリート橋架設等 ⑬コンクリート造の工作物の解体等 ⑭有機溶剤  
⑮特定化学物質・四アルキル鉛等 ⑯鉛 ⑰酸素欠乏・硫化水素中毒危険 ⑱普通第一種圧力容器取扱 ⑲石綿 ⑳金属アーク溶接等

【就業制限業務技能講習】

- ①ガス溶接 ②フォークリフト運転 ③ショベルローダー等運転 ④車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用)運転 ⑤車両系建設機械(解体用)運転  
⑥不整地運搬車運転 ⑦高所作業車運転 ⑧ボイラー取扱 ⑨床上操作式クレーン運転 ⑩小型移動式クレーン運転 ⑪玉掛け

【その他】

- ①ボイラー実技講習 ②クレーン運転実技講習 ③移動式クレーン運転実技講習 ④特定自主検査者資格取得研修 ⑤安全衛生推進者養成講習  
⑥衛生推進者養成講習 ⑦建築物石綿含有建材調査者講習

## 20 作業環境測定実施機関名簿

粉じん作業や有機溶剤作業などの一定の有害な業務を行う作業場においては、定期的に作業環境測定を行う必要があります。岐阜労働局長から作業環境測定機関として登録を受けている機関は次のとおりです。

機関名	所在地	電話番号	測定種別
(一社)ぎふ総合健診センター	岐阜市日置江 4-47	058-279-3399	①③④⑤個
(一財)ききょうの丘健診プラザ	土岐市土岐ヶ丘 2-12-1	0572-56-0115	①③④⑤個
イビデンエンジニアリング(株)	大垣市神田町 2-1	0584-75-2301	①③④⑤個
中菱テクニカ(株)	中津川市手賀野 3-1	0573-66-8256	①③⑤
(株)環境測定センター	羽島郡岐南町上印食 3-178	058-247-2000	①③④⑤個
(株)東濃分析センター	瑞浪市陶町猿爪 968-1	0572-65-3087	①
(株)富士清空工業所	岐阜市加納本町 6-18	058-271-8727	①③④⑤個
(株)総合保健センター	可児市川合 136-8	0574-63-7703	①③④⑤
アイ・ピー・エス・エル(有)	各務原市新鶴沼台 2-23	058-370-9687	①③④⑤
(一財)岐阜県公衆衛生検査センター	岐阜市曙町 4-6	058-247-1300	①③④⑤個
中部放射線検査(株)	各務原市大野町 3-24-1	058-380-7007	②
(株)岐阜県環境研究所	美濃市極楽寺 872-2	0575-29-7777	①
エコ・アース・エンジニアリング(株)	岐阜市敷島町 6-2-5	058-216-1199	①③④⑤

(注)測定種別(作業環境測定法施行規則 別表)測定を行うことができる作業場

- ① 特定粉じん作業を行う屋内作業場及び石綿製剤を含むを製造し、又は取り扱う屋内作業場 ② 放射性物質取扱作業室  
③ 特定化学物質等(製剤を含む。ただし、①および④に掲げるものを除く。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業  
④ 鉛業務を行う屋内作業及び、特定化学物質等のうち、ベリリウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、五酸化バナジウム、三酸化砒素、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)若しくはマンガン及びその化合物(それぞれの製剤を含む。)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業  
⑤ 有機溶剤を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場 個 個人サンプリング法

## 21 特定自主検査実施業者について

フォークリフト・車両系建設機械・動力プレス等の一定の機械設備については、定期的に特定自主検査を実施する必要があります。岐阜労働局長から登録検査業者としての登録を受けている検査業者は、岐阜労働局ホームページに掲載していますのでご覧ください。

## 22 安全衛生管理に関する自主点検について

### 自社の状況をきちんと確認

みんなが安心して働くことができる職場の実現に向けては、まずは足元の自分の職場の安全衛生をきちんと確保することが必要です。

そのために、職場の安全衛生管理状況について自主点検を行っていただくことをお奨めします。例えば、次のような点についてはどうですか。

- 安全衛生管理組織は適正か。
- 各管理者等は適正か。
- 危険・有害業務にかかる有資格者(免許保持者・技能講習修了者など)はいるか。
- 危険な機械、有害な設備等の定期点検は行われているか。
- 健康診断、健康管理は適切に行われているか。
- 化学物質対策は適正に行われているか。
- 作業環境測定は適正に行われているか。
- メンタルヘルス対策は適正に行われているか。等々

岐阜労働局では、「安全衛生管理自主点検・計画書」の活用をお勧めしています。

#### 「安全衛生自主点検・計画書」&

#### 「自主点検の手引き」を活用しましょう！

岐阜労働局のホームページには、各事業場において、安全衛生にかかる取り組み状況等を再確認し、今後の安全衛生推進のための計画の策定に役立てることができる「安全衛生自主点検・計画書」と、マニュアルである「自主点検の手引き」を掲載しています。

自社の現状の安全衛生にかかる取り組み状況を認識することで、取り組むべき課題が明らかになり、計画的に安全衛生活動に取り組むことができます。

岐阜労働局 安全衛生自主点検

検索

## 23 岐阜労働局・各労働基準監督署のご案内

### 安全衛生に関する疑問や相談は、岐阜労働局・各監督署へ

安全衛生に関する各種届出(労働者死傷病報告、各種健康診断結果報告、産業医・各種管理者等選任報告など)は、基本的に所在地を管轄する監督署にご提出いただくこととなります。

また、上記の安全衛生管理にかかる自主点検を行っていたき、「この工事や機械設置にかかる届出は必要か?」「この業務にかかる資格は?」といった安全衛生にかかる疑問や不明な点があれば、お気軽に岐阜労働局、各監督署にご相談下さい。

#### 令和7年1月1日より以下の労働安全衛生関係の 手続の電子申請が義務化されます！

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

電子申請の詳細はこちらからご確認ください。

労働基準局 電子申請

検索

名称	所在地	電話番号(FAX)	管轄
岐阜労働局	〒500-8723 岐阜市金竜町 5-13	058-245-8103 (058-248-2339)	岐阜県内
岐阜労働基準監督署	〒500-8157 岐阜市五坪 1-9-1	058-247-2369 (058-247-1347)	岐阜市、羽島市、各務原市、 山県市、瑞穂市、本巣市、 羽島郡、本巣郡
大垣労働基準監督署	〒503-0893 大垣市藤江町 1-1-1	0584-80-5081 (0584-78-5186)	大垣市、海津市、安八郡、 不破郡、養老郡、揖斐郡
高山労働基準監督署	〒506-0009 高山市花岡町 3-6-6	0577-32-1180 (0577-32-1274)	高山市、下呂市、飛騨市、 白川村
多治見労働基準監督署	〒507-0037 多治見市音羽町 5-39-1	0572-22-6381 (0572-22-6383)	多治見市、瑞浪市、土岐市、 可児市、可児郡
関労働基準監督署	〒501-3803 関市西本郷通 3-1-15	0575-22-3251 (0575-22-3407)	関市、美濃市、美濃加茂市、 加茂郡
恵那労働基準監督署	〒509-7203 恵那市長島町正家 1-3-12	0573-26-2175 (0573-26-2174)	恵那市、中津川市
岐阜八幡労働基準監督署	〒501-4235 郡上市八幡町有坂 1209-2	0575-65-2101 (0575-65-2102)	郡上市